

## 4. 多 様 性

あらゆる市民生活の場において尊重されるべき核心は、民主主義の堅守と人権擁護の推進である。「多様性を認め合う社会」の進化系である「多様性が包摂される社会」の構築は、自己の主張のみならず他者をあがままに理解し尊重する観念であり、すべての政策立案の根拠となる。

旧来の固定観念によるカテゴライズの見直しと社会浸透に注力することが必要である。

○多文化・多世代共生の実現

## 5. 協働のまちづくり



今後ますます人口減少と高齢化が進む中、行政の経営資源（特にヒト・カネ）に大きく制約がかかり、全ての行政サービスの質・量の担保が危ぶまれる中、地域社会を維持していく上で前提条件としなければならないのは、多様な主体が高い当事者意識を持って協働し、地域課題の解決を図る地域コミュニティの力である。

こうしたことを見越した協働のまちづくりであったはずが、本来の機能を十分に果たせていない実態があり、住民ニーズに対するサービスの供給が、民間領域でコミュニティビジネスとして成り立たっていかない。

共助による支え合いの基盤となる主体が継続的に活動できるようにするためには、人材、資金、ノウハウをいかに確保するかが課題である。改めて共助の再構築と機能向上を図り、その上で自助と公助のあり方についても刷新が必要である。

○個（人・事業者・団体等）と個のつながりによる共創

## 6. 人への投資

厳しい制約条件下で、持続可能なまちづくりを進めていくためには、将来を見通した人材確保策を講じるとともに、地域の社会経済における生産性の向上やイノベーションの創出を誘発しなければならない。

そのためには、人材を重要な資産と捉え、人々のモチベーションを高め、学びやチャレンジの機会を積極的に提供するとともに、メンタルヘルスを踏まえた安心して学べる学校や活動しやすい地域コミュニティ、働きやすい企業といった環境をつくる必要がある。

○支え手への支援策と担い手の育成策の拡充

○豊かな自然・歴史・文化・伝統を生かした子どもまんなか社会の実現

○女性・若者の定住と活躍

## 7. レジリエンス型（柔軟かつ強靱な）自治体経営

今後10年間及びそれ以後の市政運営にも影響を与える第九次総合計画の策定にあたっては、全ての分野において満点の市民満足度や幸福度を掲げることは現実的ではなく、自治体経営は、まちを一定の良好な水準で長く維持できるよう、うまく時代に順応していくレジリエンス型であることが必要である。

○公平性の捉え方の見直し

○決断までのプロセスのスピード化

○メリハリをつけた市民サービスの提供

○人口ミニマム時における市民満足度の指標の再検討

○グローバルズムを見据えた行政運営

○気候危機に適應した政策形成



詳細はこちらをご覧ください →



### 提言までの経過

- ・令和5年6月定例会初日に特別委員会の設置を決定
- ・第1回の特別委員会を開催し、3分科会及び小委員会を設置
- ・各分科会で高山市第八次総合計画の検証などを実施（分科会24回、全体会3回）
- ・調査結果を全体会で共有し、政策課題研修を実施
- ・調査や議論を踏まえ、各分科会で提言（案）を検討（分科会14回、全体会4回）



市執行部への提言内容の説明